

## 岩手県介護支援専門員実務研修の実習の受け入れに関するQ&A

(岩手県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所向け説明会(平成28年11月14日開催)に係る質問票に基づき整理したもの)

事 項	質 問 内 容	回答内容
協力事業者が受け入れる実習生の人数について	協力事業所は、実習生を何名まで受けることになるのか、制限はないのか。	実習の質を確保しつつ、効率的・効果的に実習を実施する観点から、1名の実習指導者に対し1名の実習生の指導を依頼することとし、1事業所最大2名の実習生を受け入れていただくことを想定しています。
複数の実習指導者での指導について	登録した実習指導者が、複数人で分担して、一人の実習生に指導する事は可能か。	実習生1名に対し、実習指導者1名が指導にあたっていただくことを想定しています。 ただし、指導責任者を定め、当該責任者が他の実習指導者の指導に対しても責任を持つ体制を確保するのであれば、複数の実習指導者が1名の実習生を指導しても差し支えありません。 なお、この場合、実習受入証明書(様式第7号)で実習指導者として証明するのは、指導責任者のみとなります。
経験させるケースについて	経験(見学)させるケース(サービス担当者会議を含む)は、実際に実習生を指導する実習指導者の担当ケースに限られるのか。	限りません。実習指導者以外が担当するケースを、実習指導者が同行した上で経験させることも可能です。
実習協力者への事前同意取得について	事前同意の取得に関し、参考となる様式を示してほしい。	参考までに、事務局で作成した同意書の様式は別添のとおりです。(別添の様式は参考様式ですので、各事業所の様式をご活用いただいて差し支えありません。)
模擬ケアプラン作成のために行う社会資源調査に対する、実習指導者の対応について	実習指導者は、どの程度の情報を提供するのか。また、実習生はどのような方法で調査するのか。	実習指導者には、訪問前に、受講者に対し、実習協力者の居住地域名(「〇〇中学校の学区」「〇〇郵便局の近く」等という程度)を情報提供していただきます。 その後、受講者がその情報に基づいて自らインターネット、関係機関(行政、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所等)への電話・訪問により調査します。 なお、実習協力者の居住地域名情報提供の時期は、実習協力者の同意を取得した後であれば、実習開始前でも構いません。
事務手続き 実習日程について	受講者へはいつまでに連絡を入れたらよいか。	受講者から12月27日までに事業所に連絡することとし(資料5-3のとおり)、その後は受講者と事業所が随時連絡を取り、前期研修②(1月10日から)開始前の1月6日(金)頃までに日程調整をすることとしています。